

## 久留米市集約型都市づくり推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 久留米市都市計画マスタープラン及び久留米市立地適正化計画の改定に必要な事項を専門的な見地から検討するため、「久留米市集約型都市づくり推進検討委員会」(以下「本委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 本委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 久留米市都市計画マスタープランの改定に関する事項
- (2) 久留米市立地適正化計画の改定に関する事項
- (3) その他事務局より提案された本委員会に必要な事項

(組織)

第3条 本委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、久留米市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもって終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 本委員会には、委員長1名を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる委員のうちから委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の運営を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、委員長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集し、運営・進行にあたるものとする。ただし、委員長が互選される前に召集する委員会は、市長が招集する。

2 本委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(オブザーバー)

第7条 本委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 本委員会は、必要に応じオブザーバーに意見や助言を求めることができる。

(代理出席等)

第8条 第3条第2号に掲げる委員及び前条に掲げるオブザーバーが招集を受けた場合において出席できないときは、その委員及びオブザーバーの職務上の代理者をして本委員会に出席させ、その委員及びオブザーバーの職務にあたらせることができる。

(謝金)

第9条 本委員会に出席した委員及びオブザーバーに対し、謝金を支払う。

2 委員及びオブザーバーの謝金は、日額5,300円とする。

(費用弁償)

第10条 本委員会に出席した委員及びオブザーバーに対し、久留米市職員等旅費支給条例及び施行規則に準じて費用弁償を行う。

(書面開催)

第11条 委員長は、緊急やむを得ない必要がある場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、委員会の開催に代えることができる。

2 第1項における委員会を行なった場合、委員長はその結果を書面により速やかに委員に報告するとともに、次回の委員会において報告するものとする。

3 第9条の規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、第9条第1項中「出

席」とあるのは、「書面にて回答」と読み替えるものとする。

(事務局)

第12条 本委員会の事務局は、久留米市都市建設部都市計画課に置くものとする。

2 事務局長は、久留米市都市建設部都市計画課長があたる。

(雑則)

第13条 本要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月9日から施行する。

2 この要綱は、久留米市都市計画マスタープラン及び久留米市立地適正化計画の改定をもってその効力を失う。